

国民体育大会での「ふるさと選手制度」について

日本体育協会が中心となって国体改革を検討していましたが、改革の一環として、平成17年の第60回国体から「ふるさと選手制度」を適用することになりました。卓球もそれに従って実施されます。

「ふるさと選手制度」の概要

(1) 成年種別に出場する選手は、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

ア 居住地を示す現住所

イ 勤務地

ウ ふるさと

(2) 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

(3) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。

(4) 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-①-ウ（国内移動選手の制限＝選手・監督で国体(予選を含む)に出場した選手は、2年間他の都道府県から出場できない）に抵触しないものとする。

(5) 「ふるさと選手制度」の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。

注)・大学4年生で「ふるさと」から初めて出場した場合は、卒業し、社会人1年目の国体は就職先の他の都道府県から出場しようとしても、「ふるさと選手」としての2年以上連続の規制の為、ふるさと以外での国体出場はできない。

<日卓協確認>

・「ふるさと選手」活用期間中に予選を含め不参加の場合は活用したものとみなす。

<日卓協確認>

(6) 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会（予選のこと）実施事項で定めた参加申込締切り期日までに、(財)日本体育協会宛に提出する。

※「ふるさと選手」として県予選に出場を希望する者は、参加申込時に添付のふるさと選手登録用紙に必要事項を記入・捺印し提出ください。

<体協への手続きを県予選前に完了する必要がある為>